

## 学校において予防すべき感染症（第一種から第三種）

「学校保健安全衛生法施行規則第19条及び令和5年5月8日の一部改正省令に基づき作成」

種別	感染症の種類	出席停止期間の基準（※1）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッセ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるもの）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1, H7N9であるもの）	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※2）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 第二種感染症の出席停止期間は基準であって、医師により感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

※2 その他の感染症（感染症胃腸炎、サルモネラ感染症、溶連菌感染症など）は、学校で重大な流行が発生した場合に、その流行を防ぐため、学校医の意見を聞き、第三種の感染症として扱う場合があります。